

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第47回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年7月30日（火） 15:59～16:35

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

東海 幹夫（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、川瀨 昇、関口 博正、

辻 正次、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、菊池 昌克

（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策

課企画官）、柴山 佳徳（事業政策課調査官）、竹村 晃一（料金サービス課長）、

片桐 義博（料金サービス課企画官）

神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

接続料規則の一部改正について【諮問第3057号】

2 報告事項

調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について

## 開 会

○東海部会長　それでは、おおむね定刻でございますので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会(第47回)を開催させていただきます。

本日は、委員8名中、現在は5人でございますが、あと辻委員、長田委員がご出席予定で、少々おくれられるということのようでございます。

会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったようでございます。どうぞご挨拶をお願いしたいと思います。

○柴山事業政策課調査官　柴山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○片桐料金サービス課企画官　料金サービス課企画官を拝命しました片桐でございます。よろしくお願ひします。

○東海部会長　どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日は、答申事項1件、それから報告事項が1件ございます。

なお、前回に引き続き、お手元に会議用のタブレット端末を試験的に活用させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○東海部会長　答申事項、諮問第3057号、接続料規則の一部改正について審議をいたします。

本件は、総務大臣からの諮問を受けまして、5月7日開催の当部会において審議を行い、6月6日まで1回目の意見募集を行いました。

また、その後、意見募集で提出された意見を公表するとともに、6月24日までの間、再意見の募集を行い、2回の意見募集で提出された意見を踏まえて、接続委員会において調査・検討を行っていただきました。

本日は、接続委員会の主査代理でいらっしゃいます酒井委員から、委員会での検討結果についてご報告をいただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○酒井委員　それでは、ご報告いたします。

資料47-1をごらんいただきたいと思います。

この概要は、9ページ目をあけていただきますと、具体的に「一部改正について」ということで概要がございます。これは、NTT東西の地域IP網の中継局接続機能がN

NGNの中継局接続機能に移行したと。これに伴いまして、地域IP網の中継局接続機能をアンバンドル機能から削除する。それとともに、FTTRに係る下部端末回線のアンバンドル機能につきまして、もともとこれは需要で割るという形になっておりますので、当該機能に係る回線数がゼロの場合には割れなくなってしまうので、その場合でも接続料の設定ができるように、接続料算定の例外規則を設ける。そのための改正を行うものです。

2回の意見募集、そこに書いてございますが、それを経た上で、47-1の1ページ目のおり報告書を取りまとめました。

接続委員会といたしましては、その1に記載してありますとおり、「本件、接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる」とのご報告をさせていただきます。

提出された意見、その考え方につきましては、お手元の報告書の3ページから5ページまでに取りまとめておりますが、詳細につきましては、総務省のほうから説明をお願いいたします。

○東海部会長　　どうぞ。

○竹村料金サービス課長　　それでは、総務省から接続料規則の改正の概要について説明をさせていただきます。資料47-1の9ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回の改正内容は大きく2つございます。

1点目は、接続料を算定することとされている機能、いわゆるアンバンドル機能から一部機能の削除を行うもの、2点目は、特定の機能に係る接続料の算定方法の例外を定めるものでございます。

まず、1点目の改正事項でございます。NTT東西は、平成23年度から従来地域IP網の收容ルータに收容しておりました回線について、NGNの收容ルータへの收容替えを行ってございます。一部サービスを除きまして、平成24年度末までに移行が完了したところです。こうした移行により、地域IP網の中継局接続機能はNGNの中継局接続機能に移行されたところでございます。これに伴い、地域IP網の中継局接続機能は、接続料を算定することとされているアンバンドル機能として不要になりましたものですから、今回関係規定を削除するものでございます。

また、この機能の削除に伴い、この機能に関する過年度の費用と収入の差額である調整額は算入する対象がなくなります。しかしながら、地域IP網の接続事業者はNGN

の接続事業者に移行するものであり、また、現在、地域 I P 網と N G N の中継局接続機能について実質的に利用する事業者には変わりはありません。このため、地域 I P 網の中継局接続機能の調整額を N G N の中継局接続機能の接続料原価への算入を認めることにより、N G N の中継局接続機能の接続料を通じて地域 I P 網の調整額の公正妥当な負担を実現することが可能になると考えられます。

このような措置を可能とするため、平成 2 6 年度の N G N の中継局接続機能に係る接続料について、N G N の中継局接続機能を新たに利用する電気通信事業者が存在せず、他の電気通信事業者から当該機能を利用する旨の接続の請求が行われていない場合には、平成 2 6 年度における N G N の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 I P 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう、改正省令の附則において規定をするものでございます。

なお、この N G N の中継局接続機能に係る接続料原価に、地域 I P 網の中継局接続機能に係る調整額を加えるという措置は、平成 2 5 年度接続料の認可申請におきまして、N T T 東西より接続料規則第 3 条ただし書に基づき申請され、許可したものと同様のものとなっております。

次に、2 点目の改正事項でございます。2 点目の改正事項は、N T T 局舎からケーブルが地下から地上に出てくるき線点までを光ファイバ回線、さらにき線点から利用者宅までをメタル回線で提供する、いわゆる F T T R に係るメタル回線部分のアンバンドル機能に係る接続料算定の例外についてでございます。

この特別帯域透過端末回線伝送機能、これは F T T R に係るメタル回線部分を指してございますけれども、この接続料は、接続料規則第 1 7 条の 2 第 3 項に基づきまして、F T T R に係るメタル設備に係る総コストを、その回線総数で割り算をする、すなわち需要を分母として接続料を算定する方法により行うこととされてございます。

しかしながら、当該機能は、平成 2 2 年度に回線数がゼロとなって以降、利用実績がなく、需要がゼロになっていることから、現在、同項に基づき接続料を算定することができない状況となっております。ただ、この特別帯域透過端末回線伝送機能につきましては、メタル設備のみを用いて提供される機能の一部でございますので、実際の需要がなくても、き線点付近から利用者宅までのメタル回線に係る費用を算出し、その区間で利用されているメタル回線で割ることによりまして、接続料を算定することが可能であります。

このため、当該機能に係る回線数がゼロである場合、メタル設備のみを用いる加入者回線の下部区間に係る費用をメタル設備のみを用いる加入者回線の回線数で割ることにより、当該機能に係る接続料を設定するものとする規定を、新たに第17条の2の第4項として追加するものでございます。

なお、平成25年度の接続料の認可申請に際しましても、既に平成23年度には本機能の稼働回線数がゼロとなっておりましたため、NTT東西より接続料規則第3条ただし書に基づきまして、この算定方法によることが申請され、許可をしているところでございます。

続きまして、改正案に関する意見及びこれに関する考え方につきまして説明をさせていただきます。3ページをごらんいただきたいと思います。

意見募集では、廃止する接続機能に係る調整額の扱いに対してご意見をいただいております。具体的には、今後、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する場合には、接続料の認可申請前に競争事業者への影響を十分検証し、その結果を踏まえ、その都度慎重に判断することとし、このような特例措置が常態化することがないようにすべきというものでございます。

これに対する考え方でございます。第1段落目、第2段落目において、今回廃止される機能に係る調整額に関する考え方を記載してございます。ここの部分の読み上げは省略をさせていただきます。

第3段落目、第4段落目が廃止される機能の調整額相当を、別の機能の原価に算入することに対する一般的な考え方でございます。すなわち、機能間の関連性ですとか、利用状況を踏まえ、個別に適否を判断することが適当というものでございます。これは平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関する接続約款変更についての本審議会の考え方としてお示しいただいたものと同様になってございます。

具体的には25年3月29日付当審議会答申に示したとおり、接続料は接続料規則に基づき、機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。今後、接続料規則第3条ただし書に基づき同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、上記答申の際と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる、としてございます。

以上を踏まえまして、1 ページの報告書におきましては、本件について諮問のとおり改正することが適当と認められるとしているものでございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。

接続料規則の一部改正に関連いたしまして、大きく分けますと、2つの点についてのご説明がございました。ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

何かご発言はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご発言がございませんようですから、本件、諮問第3057号、これにつきましては、お手元の7ページの諮問のとおり改正することが適当と認められる、こういう答申としたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○東海部会長　　それでは、案のとおり答申することといたします。

○東海部会長　　次の報告事項に移りたいと思えます。調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について、総務省からまずご説明をいただきたいと思えます。

○竹村料金サービス課長　　それでは、資料47-2をごらんいただきたいと思えます。

本件は、本年3月に本審議会より実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定の答申に際しまして、「調整額制度に起因する接続料水準の急激な変動を抑制する方策についての検討を行い、その結果を当審議会に報告すること」というご要請をいただいております。今般、総務省における検討結果を取りまとめたため、ご報告をさせていただきます。

平成25年度の実際費用方式の接続料に係る意見募集に際しまして、接続事業者から、特に中継ダークファイバの接続料がNTT東日本において約25%値上がりしていることなどについて、調整額制度に起因して、このような接続料の急激な変動が生じていると考えられることから、変動を抑制する措置を検討するようにとの要望が事業者から寄せられたことを受けたものとなっております。

それでは、総務省の検討結果の説明に入らせていただきます。資料を1枚めくっていただきまして、資料47-2-1でございます。

そもそもこの調整額というものでございますけれども、これは2年度前の接続料の収支の赤字、黒字を当年度の接続料原価に含めることによりまして精算をできるようにする制度でございます。この1ページの2の「調整額の接続料への影響」の上から3行目

の式に、調整額とはということで、式によってあらわされているものでございます。

さらに、収入は接続料掛ける需要ということで求められますので、1ページの下から2番目の式であらわされているとおりの式で調整額の定義がなされております。この式から明らかなおり、調整額の変動は前々年度における費用又は需要が変動したことが原因として生じるものということでございます。

次に、実績原価方式の接続料の算定でございますけれども、これは次のページの接続料に関する式をごらんください。この数式であらわされてございます。これに費用と需要の変動を当てはめて考えてみますと、例えば分子にあります費用が増えた場合、これは費用の増加の効果は、調整額の中にも費用の項目はございますことから、費用及び接続料を含む接続原価として、費用の増加の効果が2倍となるということになりまして、その分接続料も大きく上昇するということになります。

次に、需要が例えば減少した場合には、分母の項目が大きく減る一方、分子における調整額は逆に増えることから、やはり調整額の変動を通じて接続料が大きく上昇するということになります。

このように調整額につきましては、性質上、費用又は需要の変動を増幅する効果があるというふうを考えられ、ある年度の費用又は需要が大きく変動した場合には、結果として2年度後の接続料の著しく大きな変動が生じるということになります。

ただ、費用又は需要の変動全てが問題になるかという、そういうわけではございませんで、例えばドライカップのように、徐々に、かつ継続的に需要の減少が生じて、これにより接続料収支の赤字が生じているような場合には、継続的にある程度の額の調整額が発生していくということになりますので、調整額が変動して、接続料の大きな変動を生じさせることにはなりません。

したがって、問題となり得る代表的なケースは、3番の下から4行目に書いてあります4つのケースでございまして、この4つのパターンに該当する場合が問題になるわけでございます。

1つは、一時的な要因により費用が大幅に変動する場合、2つ目が、一時的な要因により需要が大幅に変動する場合、3つ目に、ある算定期間において費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合、4番目として、ある算定期間において需要が大幅に変動し、そのまま定常化する場合ということでございます。

具体的な事例としては、例えば②の一時的な要因より需要が大幅に変動する場合につ

きましては、東日本大震災に起因する公衆電話の需要の増加が挙げられます。あるいは、③の費用が大幅に変動し、そのまま定常化する場合につきまして、その例としましては、会計上の耐用年数や配賦基準の見直しによる費用の変動ということが挙げられるものでございます。

それに対する抑制措置の検討でございます。①から④までの場合に、接続料水準の変動の状況を分析し、それぞれに適した抑制措置を検討した結果が、3ページから8ページまでの調整額制度に起因する接続料の急激な変動の分析及び抑制措置の検討でございます。それぞれの検討結果の内容の詳細は、長くなるためにここでは割愛をさせていただきまして、9ページをごらんください。5番の費用又は需要の各変動パターンに対して有効と考えられる抑制措置として、検討結果を5番の中段の表にまとめてございます。

具体的には、一時的な変動と一度変動が生じた後そのままの状態になるもので対処が異なります。

まず、一時的に費用又は需要が変動する場合には、接続料規則第8条第2項第2号、第9条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書を適用し、実績原価方式ではなく、将来原価方式による予測値により接続料を算定いたします。

次に、費用又は需要が変動した後に定常化する場合には、接続料規則第3条ただし書の特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができるとの規定を適用して、調整額の一部を繰り延べるということになります。

これにつきまして簡単にご説明しますと、何らかの特別な事情による一時的な変動でございますれば、変動が元に戻った後に予測される通常の値を用いることにより、調整額により変動が増幅される効果を打ち消すことができます。

一方、変動が一度生じた後に、そのままの状態になる場合には、変動により生じる調整額の一部を繰り延べることによりまして、調整期間を長くすることによりまして、接続料の急激な変動をある程度緩和することが可能になるものでございます。

ただし、これは単純化したケースに対してとり得る措置の例でございます。実際個別具体的な状況に応じて、これ以外の有効な措置があり得ると存じます。

それでは、6番の抑制措置の適用の基準に移ります。

調整額制度に起因する接続料水準の変動を抑制する措置につきましては、一定の整理を図ることができたと考えますけれども、変動抑制措置を頻繁に用いることは、実際費用方式において予定されているものではございませんで、かえって予見可能性を損ない、



また、変動要素を特定して予測するなどの事務処理に負担がかかるという懸念もございます。このため、これらの措置については、例外的なものとしまして用いられる必要がございます。これを具体化したものが、9ページの最後のパラグラフの3つの要件になります。

まず1つ目は、変動抑制措置の必要性があるかということでございます。接続料の変動が特に大きく、かつ対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることということでございます。対象機能の重要性の例に挙げているのは、ほとんど実績がないもの等について措置をとる必要性は低いと考えられるためでございます。

2つ目は、変動抑制措置の前提条件が満たされているかということでございます。費用又は需要の変動要因が特定可能なものであり、当該要因が一時的なものであることが判明しているか、または、今後定常的なものとなると見込まれることということになります。当該措置が有効でありますのは、前提条件が満たされている場合であるため、この要件が必要と考えられます。変動要因が特定できなければ、変動が一時的なものであるか、定常的なものであるかも判断できず、何が有効な抑制措置かもわからないということになるため、これも必要な要素と考えてございます。

3つ目は、変動抑制措置の有効性でございます。これは過年度の費用及び需要の推移等を踏まえ、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれるものであるということでございます。仮にある変動要因を特定でき、2つ目の要件が成立したとしても、接続料水準については、ほかにもさまざまな要素により、費用又は需要が大きく変動するものが通常でございます。これらの予測が適切に立てられない状況におきましては、そもそもどのような措置が接続料水準の変動を抑制する方向に働くかわからないということでございます。

したがって、変動抑制措置につきましては、これら3つの要件が満たされた場合に適用することが適切と考えられるところでございます。

次に、資料47-2-2、15ページ以降でございますけれども、具体的な例として、今後接続料の急激な変動が予見される具体的な事例について検討結果をまとめてございます。

背景からご説明をさせていただきます。

本年5月に取りまとめられました「メタル回線コストの在り方について 報告書」で

は、平成24年度及び25年の会計におきまして、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法やメタルケーブルの耐用年数の見直しをそれぞれ実施し、メタル回線のコストを低減することが取りまとめられたところでございます。また、この報告書では、メタル回線コストの見直しに伴い、調整額制度に起因する接続料の急激な変動が生じる可能性が指摘されておりまして、総務省において、その抑制措置について検討すべきということが求められたところ、対応する抑制措置を検討したものでございます。

それでは、まず抑制措置を講じない場合についてご説明をさせていただきます。

(1)をごらんください。メタル回線コストの見直しにつきましては、配賦方法の見直しの一部が平成24年度に実施され、残りの配賦方法の見直しとメタルケーブルの耐用年数の見直しが平成25年度に実施されるということでございます。先ほど説明いたしました③の費用が変動し、そのまま定常化する場合に該当いたしまして、費用の変動が2年連続で発生するケースというふうに整理することができます。

ただし、平成24年度、25年度とも費用は減少いたしますけれども、特に平成25年度以降の費用は、平成24年度に実施された見直しと、平成25年度に実施された見直しの双方の効果を受けて、大きな費用の減少効果を生みます。この結果、15ページの図1で示しているとおおり、平成27年度及び28年度におきましては、費用の減少が調整額の減少により増幅されまして、接続料原価は著しく減少し、平成29年度及び30年度におきましては、調整額の増加を通じまして、接続料原価は本来の費用減少を反映した水準に戻りまして、結果として、接続料が平成27年度及び28年度の水準に比べると大幅に上昇するという可能性がございます。

なお、この図1と17ページの図2で用いられております「減少」、「増加」などの表現は、あくまでもメタル回線コストの見直しを実施しない場合と実施した場合の比較をしたケースとして示してございまして、実際の費用、接続料あるいは接続料収入の増減を示すものでないことにご留意をいただきたいと思っております。

これに対します抑制措置の検討に移らせていただきます。16ページの(2)に抑制措置の検討として検討してございます。

先ほどご説明いたしました③のケースに当てはめますと、調整額の繰延措置を実施することが考えられます。ただし、平成26年度の接続料において、費用低減に伴った調整額の減少分を一部繰り延べますと、2年後の平成28年度の著しく低下する接続料について、さらに押し下げる効果が生じてしまいまして、平成29年度以降の接続料との

変動幅をより大きくしてしまうということが懸念されます。

このため、17ページの図2をごらんいただきたいと思いますが、平成26年度には調整額の繰延措置を行わず、接続料に大きく抑制効果が働きます平成27年度及び28年度の接続料におきまして、調整額の一部をそれぞれ2年後に繰り延べまして、29年度及び30年度の接続料原価を抑制する効果を生じさせます。

これによりまして、平成27年度及び28年度に比較いたしまして、平成29年度及び30年度の接続料の急激な上昇ということは、抑制することが可能になるものでございます。

ただし、先ほどご説明いたしました抑制措置の適用基準でお示ししたとおりでございますけれども、本件措置が実際に接続料水準の変動が緩和する効果を有する状況であるかどうかは、需要やその他の費用の動向によりますため、現時点では判断ができませんところでございます。このため、今後の状況に応じて、要否及び有効な手段について検討することが適当と考えられます。

以上の検討結果につきまして、総務省といたしましては、NTT東西に対して、平成26年度以降の接続料算定については、資料47-2-1の考え方を踏まえて検討することを要請したいと考えてございます。

また、メタル回線コストの見直しを実施する場合においては、平成26年度から28年までのメタル回線接続料の算定につきましては、資料47-2-2の考え方を踏まえて検討することをあわせて要請してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○東海部会長　　ありがとうございました。

大きく分けますと、これも2つご説明がございましたけれども、いずれもこの審議会において総務省に要請をしたことに対するいわば宿題のご説明でございました。そのような意味で、これは議論をするということよりも、報告事項として承るということではあるのですが、何かご不明な点がおありになりましたら、どうぞご質問いただいて結構でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○宮本委員　　接続料の急激な変動というのは抑制すべきであるというふうには基本的に考えております。いただきました資料47-2-1に抑制措置の適用の基準というのが9ページから10ページにございまして、この3つを同時に満たしておることが必要だというふうに理解させていただいております。この基準を満たしているかどうか

という判断というのはなかなか難しいと思います。非常に抽象的に書いてございますので、判断はなかなか難しいと思われまますので、しっかりとした対応をしていただきたい、きちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○東海部会長 おっしゃられるとおりだと思います。事務局、何かコメントはございますか。

○竹村料金サービス課長 一義的には総務省の示した考え方に基きまして、NTT東西において検討してもらうものでございますけれども、総務省としても公正妥当であるかどうかということについて、しっかり審査をしてみたいと思います。

○東海部会長 よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○辻委員 後半のほうの資料の47-2-2、あるいはその前のもも類似ですが、変動の抑制ということでは、今の宮本委員と同じようによくわかるのですが、絶対額の水準というものから見ますと、例の耐用年数の延長というのはますます延びていきますから、接続料に影響が出てくるわけなのですね。ですから、ここは水準の話ではなくて、あくまで変動だけになりますけれども、水準というのが、ほかのNCCの方がこの回線を使われるときには、また大きな要因になってきますけれども、それは今、差し当たりは、これは対象外であって、問題が出てきたらまた考慮するというような方針なのでしょうか、ちょっとお聞かせ願えるとありがたいです。

○東海部会長 いかがでしょうか。

○竹村料金サービス課長 あくまでも今回は、ご指摘のとおり調整額の変動に基づくということございまして、今ご指摘にあったようなほかの要素につきましましては、その状況に応じて検討ということになるかと存じます。

○東海部会長 よろしゅうございますか。

○辻委員 ありがとうございます。

○東海部会長 調整額制度に起因するところが、今回のポイントになっていると思います。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

これは報告事項でございまして、総務省のおとりになった抑制措置に対してのご説明を承ったということとさせていただきますと思います。

○東海部会長　　以上で、本日の審議は終了でございます。

委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局からはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「結構です」の声あり)

○東海部会長　　それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の事業部会につきましては、別途、確定になり次第、事務局からご連絡をさせていただきます。

以上で閉会いたします。ありがとうございました。

閉　　会